

令和 8 年受療行動調査の標本設計

本調査は、選定された病院の外来を受診した患者及び入院中の患者の全てを調査するものであり、必要な調査客体数(患者数)を得るために調査すべき標本施設の数、病院の種類ごと(層:特定機能病院、大病院等)に、調査項目(設問)に対する回答の構成割合が10%程度である選択肢(例:問1の選択肢1～5のうち3を回答した割合が10%程度)について、標準誤差率が5%以内となることを目標として算出している。

令和8年調査で必要な標本施設数は、令和5年調査の結果による標準誤差率を基に算出しており、本来必要となる標本施設数は857施設となっている。しかし、予算制約のある中で、病院の種類ごとに目標精度を達成することだけでなく、調査結果全体の質を確保することも重要であることから、全体の調査客体数(患者数)を確保するため、1施設当たりの患者数(回答数)が比較的少ない「小病院」(66人※)及び「療養病床を有する病院」(71人※)については標本施設数を減らして、それ以外の病院から1施設当たりの患者数(回答数)を多く確保できるように標本施設数を割り当てて500施設の範囲となるよう調整している。

※カッコ内の数値は、令和5年調査結果での1施設当たり回答数の実績を示した。(参考参照)

また、抽出対象医療施設、抽出及び層化基準の詳細については別紙を参照のこと。

○母施設数、標本施設数及び標準誤差率

病院の種類	令和 5 年 (実績)			
	母施設数	標本施設数	回収施設数	結果精度 (標準誤差率)
特定機能病院	88	35	34	4.295
大病院	225	70	68	3.716
中病院	1,657	145	140	4.679
小病院	1,482	125	123	9.383
療養病床を有する病院	3,380	125	123	8.090
合 計	6,832	500	488	6.109

病院の種類	令和 8 年			令和 8 年 (調整後)		
	母施設数	標本施設数	見込み精度 (標準誤差率)	母施設数	標本施設数	見込み精度 (標準誤差率)
特定機能病院	88	28	4.989	88	35	4.194
大病院	222	44	4.953	222	70	3.628
中病院	1,633	124	4.994	1,633	145	4.586
小病院	1,461	357	4.999	1,461	125	9.294
療養病床を有する病院	3,332	304	4.998	3,332	125	8.021
合 計	6,736	857	—	6,736	500	6.026

注: 令和8年の母施設数の算出方法(ただし、特定機能病院は令和7年4月1日現在の承認施設数を用いる。)

- ①医療施設調査結果を用いて、令和2年から令和5年までの各年における全国の病院数の増減割合の平均を求めてこれを3倍し、令和5年の全国の病院数に乗じて令和8年の全国の見込み病院数を求める。
- ②令和5年の、医療施設調査結果での全国の病院数に占める受療行動調査での母施設数(合計)の割合を求め、①に乗じて令和8年の見込み母施設数(合計)を求める。
- ③令和5年の、受療行動調査での母施設数(総数)から特定機能病院を除いた数に占める病院の種類別母施設数の割合を、②で求めた令和8年の見込み母施設数(合計)から特定機能病院を除いた数に乗じて、令和8年の病院の種類別見込み母施設数を求める。

(参考：調査実施施設数、有効回答数及び1施設当たり有効回答数)

	平成29年			令和2年			令和5年		
	施設数 (A)	有効回答数 (B)	1施設当たり 有効回答数 (B/A)	施設数 (A)	有効回答数 (B)	1施設当たり 有効回答数 (B/A)	施設数 (A)	有効回答数 (B)	1施設当たり 有効回答数 (B/A)
特定機能病院	35	38,396	1,097	35	24,297	694	34	25,913	762
大病院	68	47,965	705	66	33,758	511	68	34,485	507
中病院	144	36,756	255	143	29,548	207	140	26,445	189
小病院	120	11,718	98	122	8,860	73	123	8,079	66
療養病床を 有する病院	123	10,865	88	118	9,185	78	123	8,708	71
合 計	490	145,700		484	105,648		488	103,630	

○結果精度(標準誤差率)の推計方法について

各層ごとに、前回調査の回答の中から構成割合が10%程度(5%以上15%以下)の項目に対して、標準誤差率を被説明変数、構成割合を説明変数として回帰直線を求め、当該回帰直線上で構成割合10%における値を結果精度(標準誤差率)として採用した。

○精度設計について

標準誤差率は $\sqrt{\frac{N-n}{N \cdot n}} \times \frac{\sigma}{\mu}$ (N :母施設数、 n :標本施設数、 μ :母平均、 σ :母標準偏差)で算出。

$$\text{令和5年調査の標準誤差率} = \sqrt{\frac{N_{old}-n_{old}}{N_{old} \cdot n_{old}}} \times \frac{\sigma_{old}}{\mu_{old}}$$

$$\text{令和8年調査の標準誤差率} = \sqrt{\frac{N_{new}-n_{new}}{N_{new} \cdot n_{new}}} \times \frac{\sigma_{new}}{\mu_{new}}$$

○令和8年調査における、病院の種類別にみた必要標本施設数の求め方

- 標準誤差率 $\sqrt{\frac{N-n}{N \cdot n}} \times \frac{\sigma}{\mu}$ のうち、令和8年の変動係数 $\frac{\sigma_{new}}{\mu_{new}}$ は令和5年の値 $\frac{\sigma_{old}}{\mu_{old}}$ と変わらないものとする、令和5年調査と令和8年調査の標準誤差率の違いは $\sqrt{\frac{N-n}{N \cdot n}}$ によることとなる。

- このことから、令和5年調査の標準誤差率(実績)と令和8年調査の標準誤差率(目標5%以内)の比率は、 $\sqrt{\frac{N_{old}-n_{old}}{N_{old} \cdot n_{old}}}$ と $\sqrt{\frac{N_{new}-n_{new}}{N_{new} \cdot n_{new}}}$ の比率で算出できる。

令和5年調査の標準誤差率(実績) : 令和8年調査の標準誤差率(目標5%以内)

$$= \sqrt{\frac{N_{old}-n_{old}}{N_{old} \cdot n_{old}}} : \sqrt{\frac{N_{new}-n_{new}}{N_{new} \cdot n_{new}}} \dots (*)$$

- 令和5年調査の標準誤差率(実績)、令和8年調査の標準誤差率(目標5%以内)、 N_{old} 及び n_{old} (令和5年調査の母施設数及び標本施設数)、 N_{new} (令和8年調査の母施設数)を上記(*)の計算式に当てはめて、令和8年調査で必要な標本施設数 n_{new} を算出した。

(参考) 調査項目の回答の構成割合の推計方法

層 g のある属性 A をもった患者の比率の推計値 $\hat{R}_g^A$ は、層 g のある属性 A をもった推計患者数 $\hat{Z}_g^A$ と層 g の属性計 O^* の推計患者数 $\hat{Z}_g^O$ の比で求める。

$$\hat{R}_g^A = \frac{\hat{Z}_g^A}{\hat{Z}_g^O} = \frac{\sum_k \sum_l \hat{Z}_{gkl}^A}{\sum_k \sum_l \hat{Z}_{gkl}^O}$$

$\hat{Z}_{gkl}^A$: 層 g 、性 k 、年齢階級 l のある属性 A をもった推計患者数

$\hat{Z}_{gkl}^O$: 層 g 、性 k 、年齢階級 l の属性計 O の推計患者数

$\hat{Z}_{gkl}^A$ 及び $\hat{Z}_{gkl}^O$ は、それぞれ入院・外来とも層、性及び年齢階級別に医療施設静態調査の層別患者数を補助変量とする比推定により求める。

※ 「属性計 O 」とは、属性 A を調査するための調査項目における属性 A を含めた全ての属性をいう。属性計 O の患者は、当該調査項目の調査対象となった患者である。

詳細については、本調査HP (<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/suikei2023.pdf>) を参照。

1 抽出対象医療施設

医療施設基本ファイルに基づき、病院の中から層化無作為抽出する。なお、当該病院は同年に実施する患者調査の対象病院の一部とする。

ただし、次の病院は調査対象から除外する。

- ① 1 年未満休診、1 年以上休診、休止中の病院
- ② 精神病床のみの病院
- ③ 感染症病床のみの病院
- ④ 結核病床のみの病院
- ⑤ 療養病床及び一般病床のない病院
- ⑥ 児童福祉法に基づく福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設
- ⑦ 医療刑務所
- ⑧ ハンセン病の病院

2 抽出医療施設数

○ 5 0 0 施設

・ 特定機能病院	3 5 施設
・ 大病院（一般病院 5 0 0 床以上）	7 0 施設
・ 中病院（一般病院 1 0 0 ～ 4 9 9 床）	1 4 5 施設
・ 小病院（一般病院 9 9 床以下）	1 2 5 施設
・ 療養病床を有する病院	1 2 5 施設

3 抽出方法及び層化基準

上記 1 の抽出対象医療施設の中から、上記 2 に掲げる数の医療施設を抽出する。なお、抽出にあたっては、都道府県及び開設者による分類に偏りが生じないよう、病院の種類（5 区分）ごとに、都道府県（47 区分）及び開設者による分類（26 区分）に従って並び替えた上で、系統抽出する。

○ 病院の種類分類基準（5 区分）

・ 特定機能病院	①
・ 大病院（一般病院 5 0 0 床以上）	②
・ 中病院（一般病院 1 0 0 ～ 4 9 9 床）	③
・ 小病院（一般病院 9 9 床以下）	④
・ 療養病床を有する病院	⑤

※分類基準②～④には、①及び⑤は含まない。

(参考) 開設者による分類 (26 区分)

01 厚生労働省、02 独立行政法人国立病院機構、03 国立大学法人、
04 独立行政法人労働者健康安全機構、05 国立高度専門医療研究センター、
06 独立行政法人地域医療機能推進機構、07 その他^(注)、08 都道府県、09 市町村、
10 地方独立行政法人、11 日赤、12 済生会、13 北海道社会事業協会、14 厚生連、
15 国民健康保険団体連合会、16 健康保険組合及びその連合会、
17 共済組合及びその連合会、18 国民健康保険組合、19 公益法人、20 医療法人、
21 私立学校法人、22 社会福祉法人、23 医療生協、24 会社、
25 その他の法人、26 個人

(注) 国及び国に準ずるものが開設する施設で、「01 厚生労働省」から「06 独立行政法人地域医療機能推進機構」
以外の施設